有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者１者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1.指名停止業者及び措置の内容

株式会社岡島電設工業

期間：令和８年１１月１２日～令和９年１月２３日（６週間と１ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2.指名停止の理由

株式会社岡島電設工業は、京都府木津川市内の建築工事（一般工事）において、元請負人が建築工事業に関する特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、下請負人として、当該元請負人との間で建設業法第３条第１項第２号の政令で定める金額以上で建設工事の請負契約を締結した。

このことが、建設業法第２８条第１項第７号に該当するとして、令和８年５月１日付けで奈良県知事から監督処分（営業停止７日間）を受けた。

当該事実は、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成９年５月３０日付け官会第１２４２号）の別表第２第１３号（建設業法違反行為）に該当するため。